

公 告

契約担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 梅津 聡

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

記

1 入札事項

No	品名または件名	規格	予定数量	単位	履行場所	履行期間
①	えい船支援	平日 0630～0830 の時間帯	13	時間	仕様書のとおり	令和8年4月1日～ 令和8年6月30日
②	えい船支援	平日 0830～1630 の時間帯	30	時間	〃	令和8年4月1日～ 令和8年6月30日
③	えい船支援	平日 1630～2130 の時間帯	5	時間	〃	令和8年4月1日～ 令和8年6月30日
④	えい船支援	平日 2130～0630 の時間帯	2	時間	〃	令和8年4月1日～ 令和8年6月30日
⑤	えい船支援	土・日・祝 0630～0830 の時間帯	2	時間	〃	令和8年4月1日～ 令和8年6月30日
⑥	えい船支援	土・日・祝 0830～1630 の時間帯	6	時間	〃	令和8年4月1日～ 令和8年6月30日
⑦	えい船支援	土・日・祝 1630～2130 の時間帯	1	時間	〃	令和8年4月1日～ 令和8年6月30日
⑧	えい船支援	土・日・祝 2130～0630 の時間帯	1	時間	〃	令和8年4月1日～ 令和8年6月30日
⑨	燃料調整額		60	回		令和8年4月1日～ 令和8年6月30日

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち「関東・甲信越」地域を含み「役務の提供等」の「D等級」以上の格付を有する者。
- (3) 防衛省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所

- (1) 入札及び契約心得等については中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地ホームページに掲示する。
- (2) 適用する契約条項
陸上自衛隊共通契約条項中、駐屯地用標準契約書に示す下記条項
「役務請負契約条項」「産業廃棄物法に基づく契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

4 説明会及び入札執行の日時場所

- (1) 説明会
実施しない。（疑義事項については随時説明するため、連絡すること。）
- (2) 入札日時場所
令和8年3月31日（火）14時30分 横浜駐屯地入札室

5 入札・契約保証金等に関する事項

- (1) 入札・契約保証金：免除
- (2) 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条項に違反した者の入札
- (3) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (4) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの又は押印がない入札で責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載がないもの
- (5) 電報、電話、FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 単価決定とし、入札金額が当隊所定の予定価格の範囲内でかつ最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された各項目の単価に数量を掛けた金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(※「消費税抜き価格」とする。)なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。郵便入札があった場合は別途連絡する。(初度の入札に参加しない者の再度入札参加は認めない。)

8 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

9 その他

- (1) 入札参加希望者は令和8年3月30日(月)17時00分までに中央輸送隊会計科契約班へ電話、FAXまたはメール送付すること。(メールアドレス: adams_ctmc@inet.gsdf.mod.go.jp)
- (2) 郵便入札による提出要領について、以下のとおりとする。
 - ア 入札書を「(入札の件名)入札書在中」と明記した小封筒に入れて封印する。
 - イ 上記アの入札書が入った小封筒を郵便用封筒に入れて、令和8年3月31日(火)11時までに横浜駐屯地中央輸送隊会計科に必着するよう送付するとともに、郵送した旨を第9項(9)の「入札及び契約に関する事項への問い合わせ先」に通報すること。
 - ウ 郵便入札に万全を期すのであれば、入札心得等を確認し配達証明の郵便を活用する等、発送者の責任において到着の確認をするものとする。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (4) 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料を提出していただくよう依頼する場合があります。
- (5) 積算資料等の提出に応じただけでない場合又は資料が不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。その説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされない恐れがある」ものとして落札者とし兼ねる可能性があります。
- (6) 第2項(2)に示す資格審査結果通知書(写)は、入札開始までに提出すること。
- (7) 代理人による入札の場合は、入札時に委任状を提出すること。(様式: 随意)
- (8) 入札書に記載すべき事項
「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社(個人の場、当団体(団体の場))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約条項について誓約いたします。」
- (9) 本記載事項に関する問い合わせ先
 - ア 入札及び契約に関する事項: 中央輸送隊会計科契約班 担当: 吉田(内線337)
TEL: 045-335-1151 FAX: 045-339-5181
 - イ 仕様に関する事項: 中央輸送隊運用科 担当: 佐藤(内線261)
TEL: 045-335-1151 FAX: 045-339-5181

仕 様 書

名 称	令和8年度自衛隊海上輸送群艦船の阪神港におけるえい船の支援役務	作成部隊	中央輸送隊 運用科
作成年月日	令和8年3月2日	仕様書番号	中輸運—12

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊海上輸送群艦船の阪神港における、えい船の支援役務について規定するものとする。

2 用語の定義

(1) 艦 船

自衛隊海上輸送群に所属する艦船の総称をいう。

(2) 中型級船舶 (LSV)

自衛隊海上輸送群所属の艦船「輸送艦ようこう」型をいう。

(3) 小型級船舶 (LCU)

自衛隊海上輸送群所属の艦船「輸送艦にほんばれ」型をいう。

(4) 阪神港

海上自衛隊阪神基地（兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町3-7）を含む、神戸港をいう。

(5) 通常時の役務

計画的に必要とする役務及び急を要しない役務をいう。

(6) 緊急時の役務

災害等発生による急を要する場合に必要な役務及び通常時の役務以外の役務をいう。

3 役務内容

阪神港における艦船のえい船による押船、曳舟の出入港支援とする。

4 役務履行対象期間

令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）までとする。

5 役務履行場所

阪神港の海上自衛隊阪神基地での役務を基本とする。

6 役務予定数量

付表1のとおり。

7 役務の細部実施要領

- (1) 役務の発注は、陸上自衛隊中央輸送隊が行うものとする。
- (2) 通常時の役務は、役務実施日の3営業日前（土日祝日及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く。）に発注することを基本とし、緊急時の役務は、土日祝日を含む24時間前の発注に対応して役務を履行するものとする。
- (3) えい船は、艦船の出入港時刻30分前までに役務履行場所に到着し、15分前までに役務対象艦船と連絡をとることを基準とする。
- (4) えい船の使用時間は、えい船基地から役務履行場所までの往復に要する時間を含むものとする。
- (5) 役務対象艦船に引き続き他の艦船に対する役務を履行する場合は、往復に要する時間を加算しないものとする。
- (6) 役務に使用するえい船は、50t級以上のえい船能力かつ500馬力以上とし、中型級船舶はえい船2隻、小型級船舶はえい船1隻を標準とする。

8 監督及び検査

- (1) 監督
監督は、役務の履行状況の確認を立会い及び役務確認書の確認を実施する。
- (2) 検査
検査は、役務履行完了の確認を書面検査にて実施する。

9 提出書類

- (1) 役務内訳書（付表2）を履行の都度、履行開始前までに官側に提出するものとする。
- (2) 役務確認書（付表3）及び請求書を当該月の翌月10日までに官側に提出するものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力しないものを配置すること。
- (2) 受注者は、作業中及び運搬中の安全管理にそれぞれの関連する法規に従い、必要な処置を講じるものとする。
- (3) 受注者は、本契約に基づく役務の履行間及びこれに伴う調整等において知り得た情報（構

造、性能、自衛隊の行動に関する事項等)の流失防止の処置を講じるものとする。

- (4) 受注者の作業員が作業実施のため海上自衛隊阪神基地に立ち入る場合は、入門許可を受けるものとする。また官側から立ち入りの指示を受けた場所以外へは、許可なく立ち入りをしてはならないものとする。
- (5) 不安全事故の発生等により役務の継続が困難になった場合、官側と協議の上、必要な処置を講ずるものとする。
- (6) 受注者の過失により生じた事故について官側は一切その責任を負わないものとし、当該事故により発生した損傷箇所等は受注者側が修復するものとする。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議しその指示に従うものとする。
- (8) その他、本仕様書で定めのない事項及び役務の履行が困難になった場合は別途協議するものとする。

作成責任者

陸上自衛隊中央輸送隊運用科

2等陸佐 西野和泰

付表1－役務予定数量

区 分	時 間 帯	予定数量 (単位：時間)
平 日	06:30～08:30	13
	08:30～16:30	30
	16:30～21:30	5
	21:30～06:30	2
小 計		50
土曜日・日曜日・祝日 = 年末年始 = (12月31日～1月3日)	06:30～08:30	2
	08:30～16:30	6
	16:30～21:30	1
	21:30～06:30	1
小 計		10
合 計		60

付表2－役務内訳書

監督官殿

(業者)

住所

会社名

印

役務対象艦船

役務提供場所

作業時間

えい船基地出発時間

作業開始時間

作業終了時間

えい船基地到着時刻

使用えい船名(馬力)

付表3－役務確認書

監督官 殿

(業 者)

住 所

会社名

印

役 務 確 認 書 (令和8年 月分)

件 名 令和8年度自衛隊海上輸送群艦船の阪神港におけるえい船の借り上げ支援役務

契約番号

契約年月日

実施期間

実施場所 仕様書のとおり

件名・規格等		単位 (時間) ①	契約単価 (円) ②	燃料調整額 (円) ③	金 額 (円) ①×(②+③)=④	備 考
平日	06:30～08:30					
	08:30～16:30					
	16:30～21:30					
	21:30～06:30					
土日 祝日 年末 年始	06:30～08:30					
	08:30～16:30					
	16:30～21:30					
	21:30～06:30					
小 計 ⑤						
消費税 ⑤×10%=⑥						
合 計 ⑤+⑥=⑦						